

会議名			
全国自立援助ホーム協議会あり方検討委員会（多機能化・高機能化グループ）第2回			
日時	2021（令和3）年 10月4日 10：00～12：00	場所	オンライン（zoom利用）
出席者 役割所属 ※敬称略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 串間範一（会長/ウイング・オブ・ハート）・前川礼彦（副会長/湘南つばさの家）</li> <li>・ 松本耕造（副会長/清周寮）・恒松大輔（事務局長/あすなる荘）</li> <li>・ 川口充紀（制度政策：長/わだちの家）・内藤直人（調査研究：長/鳥取フレンド）</li> <li>・ 本間征二（研修：副/KCカルム）・熊沢百恵（広報：副/しおん）</li> <li>・ 万治貴史（事務局/カリヨンタやけ荘）・平井誠敏（慈泉寮）</li> </ul>		
			10／名
○協議内容			
⇒結論（助言や次回以降への課題も含）			
<p>1、市区町村等からの入居について</p> <p>○国家予算要望書・政策提言の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どちらにも市区町村における児童自立生活援助事業の活用の検討を挙げている。特に18歳を超えた児童の相談窓口としての機能が期待される。</li> </ul> <p>○児童福祉法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会のニーズ：市役所…児相につなげられないケース、生活困窮世帯。 ：福祉事務所…生活保護世帯の児童、青年。</li> </ul> <p>○入居相談における課題の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定定員となったホームが少なからずある。</li> <li>…児童相談所からの依頼が少ない。理解、周知、連携に課題。</li> <li>…地域にはニーズがあるが、関係機関が自立援助ホームを知らなかったり、そこから児童相談所に相談があってもホームにつながらなかったりしている。</li> <li>→周知のバックアップ体制の構築が必要。（地域差あり）</li> </ul> <p>○児童相談所以外からの入居における検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体、児童相談所の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>①責任の主体 ②一時保護機能 ③ケースワーク機能 ④措置費の取り扱い</li> </ul> </li> <li>・ 委託措置の理解 <ul style="list-style-type: none"> <li>①関係機関・児童相談所・ホーム間の迅速かつ柔軟な連携の徹底が必要。</li> </ul> </li> </ul> <p>○地域ニーズをキャッチするために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自治体、関係機関からの広報 ②ホームからの広報</li> <li>→どちらも必要。</li> </ul> <p>○児童相談所以外からの入居相談について（回答のあった68ホームのアンケート結果から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎自治体（詳細不明）・高校・弁護士・本人や保護者の順に多い。</li> <li>・ 入居を断った理由等からも、地域や関係機関と児童相談所、ホームの連携強化が必要な状況が見える。</li> <li>・ 数は多くないが、事務局に直接相談が入る場合もある。</li> </ul>			
⇒			

## 2、KCカルムでの実践と自治体へのヒアリング報告

○前法人時の取り組み（パーソナルサポート事業を通してニーズ調査及び対応に当たる）

・3年間で7件の入居相談。

○KCカルムでの取り組み

・平成30年～6件の入居相談。

・現入居者11名のうち3名が市町村からの相談。

→内訳はこども支援課・生活保護課・障害福祉課。

○市職員からのヒアリング

・特に18歳以上の児童は一時保護が難しく、ケースが進まない現状がある。

○自立援助ホームを検討した理由

・兄弟の被虐待ケースで、家庭的で小規模かつ就労支援が手厚い場所が望ましいと考えた。

○要保護児童対策地域協議会

・児童相談所との連携ができずに、施設入所につながらないケースが多い。

・直接自立援助ホームに問い合わせをし、ホーム長が要保護児童対策地域協議会に参加。そこからホーム入居につながった。

→市と児童相談所の連携強化が必要。措置決定が児童相談所の判断でしかできないことも課題。

○意見交換

・市区町村のニーズが埋もれている実態が明確になったが、自立援助ホームとして何ができるか、何をすべきか検討されたい。

・法人の規模や持ち合わせる機能等によって、ニーズの掘り起こしやメニューに差異が生じるだろうと思われる。

・県の設置ホーム数に因っては児童相談所からのケースとの差別化が難しい場合もあるだろう。

・家庭裁判所との連携のあり方も検討されている。在宅での試験観察等の部分的な連携。保護観察所のレスパイトケア。

・どの機関がケースワークを行うのかを整理していかないと混乱招く。

ホームを紹介（対象や機能）する広報の仕方にも工夫が必要。

・青年の自立する権利をどう保障するか。

・各ホーム、各法人が自分たちの強みは何なのかをじっくり考える時間、機会が必要。

⇒平井氏より助言

・スピードは大事だが、慎重に進めるべきところは進める。

会員ホームからの意見集約やフォローも大切。

・児童相談所への周知活動はもっと必要。

・関係機関の認知度は上がってきているが、十分でない場合も多い。

・以前あった職業指導里親のような制度の創設も有効ではないか。

・住宅セーフティネットの活用も同様。

・22歳までの年齢制限撤廃の流れもある。

・自立生活援助事業の幅が広がるようだ。

次回

2021年（令和3年）11月1日（月） 10:00～12:00